

霧島市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

霧島市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を次のように改正する。

令和5年6月12日提出  
霧島市長 中 重 真 一

霧島市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

霧島市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成17年霧島市条例第66号）の一部を次のように改正する。

附則第3項の前の見出し及び同項並びに第4項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

人事院規則9-129（東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等並びに新型コロナウイルス感染症及び特定新型インフルエンザ等に対処するための人事院規則9-30（特殊勤務手当）の特例）の一部を改正する人事院規則が公布されたことを踏まえ、新型コロナウイルス感染症に係る防疫等作業手当の特例を廃止するため、本条例の所要の改正をしようとするものである。